

介護老人保健施設 入所 サービスご利用料金

令和7年6月1日改定

①自費請求分について（1日）		料金	内訳
食費		1,880円/日	食材料費等として 朝470円 昼730円 夜680円
おやつ代（利用者の希望による）		123円/日	ジュース・コーヒー・和菓子・洋菓子 等
教養娯楽費		200円/日	新聞、週刊誌、月刊誌、趣味材料費、年間行事
居住費		512円/日	水光熱費を基本とする
アメニティセット代 （プラン選択制/税抜）	Aプラン	880円/日	＜基本セット＞ タオル類・スキンケアサポート・テーブルサポート・デンタルサポート その他：私物洗濯・衣類準備等プランあり
	Bプラン	627円/日	
	Cプラン	356円/日	
理美容代（各種ご希望の方のみ負担）		500/2,000	顔剃り / カット、パーマ、カラー
		2,500/4,000	カット・顔剃り / カット・パーマ、カット・カラー
②施設サービス費について（1日）		単位	内訳
基本施設サービス費 （強化型/多床室）	要介護1	871単位/日	要介護度により1日のご利用単位に差があります。 なお、外泊につきましてはこの限りではありません。
	要介護2	947単位/日	
	要介護3	1,014単位/日	
	要介護4	1,072単位/日	
	要介護5	1,125単位/日	
初期加算	(Ⅰ)	60単位/日	地域の医療機関と定期的に情報共有を行っている場合、入所起算日から30日間
初期加算	(Ⅱ)	30単位/日	入所起算日から30日間
夜勤職員配置加算		24単位/日	手厚い夜間職員の配置
サービス提供体制強化加算	(Ⅰ)	22単位/日	介護福祉士80%以上の配置
	(Ⅱ)	18単位/日	介護福祉士60%以上の配置
	(Ⅲ)	6単位/日	常勤職員75%以上の配置
栄養マネジメント強化加算		11単位/日	栄養ケア計画を行い、栄養状態を厚生労働省に提出した場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅱ)	33単位/月	リハビリ実施計画を管理し、計画を厚生労働省に提出した場合
短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)	258単位/回	ADL等の評価結果情報を厚生労働省に提出し、入所日から3か月以内の個別リハビリ実施した場合
	(Ⅱ)	200単位/回	入所日から3か月以内の個別リハビリ実施した場合
認知症短期集中 リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)	240単位/回	退所後生活される自宅又は社会福祉施設等を訪問し、作成したリハビリ計画に沿って3か月以内の個別リハビリ実施（認知症対象）
	(Ⅱ)	120単位/回	入所日から3か月以内の個別リハビリ実施（認知症対象）
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	(Ⅱ)	51単位/日	在宅復帰支援体制の整備
認知症ケア加算		76単位/日	認知症専門棟に入所した場合
科学的介護推進体制加算	(Ⅰ)	40単位/月	ADL値、栄養状態等心身状況を厚生労働省に提出した場合
	(Ⅱ)	60単位/月	(Ⅰ)に加え、疾病状況や服薬情報を厚生労働省に提出した場合
安全対策体制加算		20単位	施設内で安全対策を実施する体制が整備されている場合（入所初日に限り算定）
自立支援促進加算		300単位/月	支援計画の策定を行い、厚生労働省に提出した場合
認知症チームケア推進加算	(Ⅱ)	120単位/月	認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施した場合
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)	10単位/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関との連携体制の構築 院内感染対策に関する研修又は訓練に定期的に参加している場合
	(Ⅱ)	5単位/月	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、3年に1回以上実地指導を受けている
療養食加算		6単位/日	糖尿病・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・痔臓食・脂質異常症・痛風食等の提供時1食につき算定（1日3回まで）
退所時栄養情報連携加算		70単位	退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合
若年性認知症患者受入加算		120単位/日	若年性認知症患者へのサービス提供
外泊時費用		362単位/日	外泊初日、最終日を除き外泊した場合（1日につき6日を限度）
外泊時在宅サービス利用費		800単位/日	外泊をし、在宅サービスを利用した場合（1日につき）
経口維持加算	(Ⅰ)	400単位/月	著しい摂食機能障害を有する者への計画作成及び管理
	(Ⅱ)	100単位/月	(Ⅰ)に加え医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が計画等に加わった場合
入所前後訪問指導加算	Ⅰ	450単位	入所前・後に自宅を訪問し方針の決定を行った場合
	Ⅱ	480単位	(Ⅰ)に加え、生活機能の具体的な目標を定め支援計画を行った場合
試行的退所時指導加算		400単位	退所時に退所後の療養上の指導を行った場合
退所時情報提供加算	(Ⅰ)	500単位	退所後の主治医に対し診療情報の提供を行った場合（居宅へ退所された場合）
	(Ⅱ)	250単位	退所後の主治医に対し診療情報の提供を行った場合（医療機関へ退所された場合）
入退所前連携加算	(Ⅰ)	600単位	入所予定日30日以内又は入所後30日以内に、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合
	(Ⅱ)	400単位	退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合
口腔衛生管理加算	(Ⅰ)	90単位/月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月2回以上行った場合
	(Ⅱ)	110単位/月	(Ⅰ)に加え、口腔衛生等の管理に関わる計画の内容を厚生労働省に提出した場合
所定疾患施設療養費	(Ⅰ)	239単位/日	所定疾患について、投薬・検査・注射・処置当を行った場合（連続する10日間を限度とする）
	(Ⅱ)	480単位/日	(Ⅰ)に加え、診断根拠・診断日を記載した場合（連続する10日間を限度とする）
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	3単位/月	褥瘡発生予防ケアの計画を行い、計画を厚生労働省に提出した場合
	(Ⅱ)	13単位/月	(Ⅰ)に加え、褥瘡の発生のない場合
排せつ支援加算	(Ⅰ)	10単位/月	排泄の介護を要する原因分析をし、支援計画を作成し、厚生労働省に提出した場合
	(Ⅱ)	15単位/月	(Ⅰ)に加え、状態の改善及び悪化がない場合。又はおむつ使用なしに改善した場合
	(Ⅲ)	20単位/月	(Ⅰ)に加え、状態の改善及び悪化がない場合。かつ、おむつ使用なしに改善した場合
生産性向上推進体制加算	(Ⅰ)	100単位/月	介護ロボットや見守り機器・ICTテクノロジーを導入した場合
	(Ⅱ)	10単位/月	介護ロボットや見守り機器・ICTテクノロジーを導入し、成果が確認された場合
新興感染症等施設療養費		240単位/日	厚生労働大臣が定める感染症に対して施設内で療養を行った場合（連続する5日間）
介護職員等処遇改善（Ⅰ）		総単位7.5%上乘せ	資質向上と労働環境改善の取組を進めるもの

上記 ①（自費請求分）+②（単位計算分×10.27円の1割または2割または3割）がご利用者様の負担となります。

※なお、上記金額・内訳等につきまして、埼玉県の指導により変更されることがございますのでご了承下さい。

介護老人保健施設 瑞穂の里

短期入所療養介護

サービスご利用料金

(ショートステイ)

令和7年6月1日改定

①自費請求分について（1日）		料金	内訳
食費		1,880円/日	食材料費分等として 朝470円 昼730円 夜680円
おやつ代（利用者の希望による）		123円/日	ジュース・コーヒー・和菓子・洋菓子 等
教養娯楽費		200円/日	新聞、週刊誌、月刊誌、趣味材料費、年間行事
居住費		512円/日	水光熱費を基本とする
アメニティセット代 （プラン選択制/税抜）	Aプラン	880円/日	<基本セット> タオル類・スキンケアサポート・テーブルサポート・デンタルサポート その他：私物洗濯・衣類準備等プランあり
	Bプラン	627円/日	
	Cプラン	356円/日	
理美容代（各種ご希望の方のみ負担）			カット・顔剃り / カット・パーマ、カット・カラー

②施設サービス費について（1日）		単位	内訳
基本施設サービス費 （強化型/個室）	要支援1	632単位	要介護度により1日のご利用単位に差があります。 なお、外泊につきましてはこの限りではありません。
	要支援2	778単位	
	要介護1	819単位	
	要介護2	893単位	
	要介護3	958単位	
	要介護4	1,017単位	
	要介護5	1,074単位	
基本施設サービス費 （強化型/多床室）	要支援1	672単位	
	要支援2	834単位	
	要介護1	902単位	
	要介護2	979単位	
	要介護3	1,044単位	
	要介護4	1,102単位	
サービス提供体制強化加算	(I)	22単位	
	(II)	18単位	介護福祉士60%以上の配置
	(III)	6単位	常勤職員75%以上の配置
個別リハビリテーション実施加算	240単位	理学療法士等による個別リハビリテーションの提供	
夜勤職員配置加算	24単位	手厚い夜間職員の配置	
在宅復帰在宅療養支援加算II	51単位	在宅復帰支援体制の整備	
認知症ケア加算	76単位	認知症専門棟に入所した場合	
療養食加算	8単位	糖尿病・腎臓病食・肝臓病食・胃潰瘍食・貧血食・膵臓食・脂質異常症・痛	
送迎加算（片道）	184単位	当施設の送迎サービスを利用する場合	
若年性認知症利用者受入加算	120単位	若年性認知症対象者ごとに個別の担当者を定めている場合	
重度療養管理加算	120単位	若年性認知症対象者ごとに個別の担当者を定めている場合	
緊急短期入所受入体制加算	90単位	利用者の状態や家庭の事情等により、居宅介護支援事業所の介護支援専門	
介護職員等処遇改善（I）	総単位7.5%上乘せ	資質向上と労働環境改善の取組を進めるもの	

上記 ①（自費請求分）+②（単位計算分×10.27円の1割または2割または3割）がご利用者様の負担となります。

なお、上記金額・内訳等につきまして、埼玉県の指導により変更されることがございますのでご了承下さい。 介護老人保健施設 瑞穂の里